

## 処理経過の検証シート 相談事案1

相談受付日	●年●月●日 (●)	最終対応日	受付日から5日後
受付方法	来所	電話	手紙・文書 FAX メール その他 ( )
相談者の属性			
障がい者 行政機関	障がい者の家族	事業者	障がい者の介助等を行う支援者 その他 (相談者は、講演会の主催者団体)
分野区分			
福祉サービス 労働・雇用 その他 ( )	医療サービス 公共的機関	小売り・飲食・宿泊等サービス 交通機関	教育 住宅・不動産 情報保障
内容区分			
条例に規定する差別事案に係るもの		不当な差別的取扱い	合理的な配慮
条例に規定する差別事案以外に係るもの			
	虐待 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律) に係るもの		
	労働・雇用分野 (障害者の雇用の促進等に関する法律) に係るもの		
	環境の整備に係るもの		
	その他		

相談者の主訴	
<p>・県の「みえ出前トーク」を利用して、講演会を開催するにあたって、参加予定者の方から情報保障（要約筆記）の申し出があった。</p> <p>（「みえ出前トーク」…県が、県民の皆さんからのお申込みにより、県職員が県民の皆さんの集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的とした、県民の皆さんの「声」を聴く広聴事業として位置づけ）</p> <p>・「みえ出前トーク」の目的は、「県民と県職員の意見交換」とあり、情報保障を実施するのは県の役割ではないか。</p>	
行為の日	相談受付日と同日
相談内容詳細	
<p>・「みえ出前トーク」を利用して、講演会の開催を予定している。</p> <p>・講演会参加希望者から要約筆記の希望があった。</p> <p>・講演会の主催者である私たちは会場予約と資料準備を行った。要約筆記の情報保障について「みえ出前トーク」を所管する担当課に確認したところ、「課内で相談する」という返答だった。「みえ出前トーク」申込みの際の説明書きには、情報保障に関する記載はなく、主催者負担と言われると困る。</p> <p>・「みえ出前トーク」の目的は「県民と県職員の意見交換」とあり、「みえ出前トーク」は県の事業と考えられる。「みえ出前トーク」における情報保障を行う責任は県にあるのではないか。</p>	

相談経過	
●月A日	<p>・相談窓口として、「みえ出前トーク」の要綱内容の確認及び担当課に状況を確認したのち電話させていただくこと、確認までにお時間をいただきたいことについて相談者の了承をいただく。</p> <p>・「みえ出前トーク」を所管する担当課と、いただいた相談内容について協議を行う。「みえ出前トーク」の県民向け説明資料である、『「みえ出前トーク」のお申し込みについて』の記載内容にある「みえ出前トーク」の趣旨や位置づけを確認し、相談窓口からは、県事業において情報保障の申し出があった場合の合理的な配慮の提供の必要性について説明を行い、出前トークにおける情報保障の責任の所在について話し合いを行った。</p> <p>（整理を必要とする点）</p> <p>・一般的な講演会等の場合は、講演会等における情報保障のための要約筆記などの手配、費用負担は講演会等の主催者が行うのが通常であるが、「みえ出前トーク」制度は、県が県民の皆さんの「声」を聴く広聴事業とし</p>

	<p>て、県民の皆さんが開催する集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的に、申込みに応じて県職員が出向く事業という位置づけである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、「みえ出前トーク」における情報保障の手配、費用負担のルールについて、明確化していなかったため、ルールを整理して、明確化する必要がある。</li> <li>・「みえ出前トーク」担当課内で、早急に協議を進めるとの回答をもらう。</li> <li>・「みえ出前トーク」担当課からの回答が翌週となる場合は、相談者に再度、お時間をいただくことを連絡することとする。</li> </ul> <p>●月B日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みえ出前トーク」担当課と協議中であること、回答までにもう少し時間をいただきたいことを相談窓口から相談者に説明して、了承いただく。</li> </ul> <p>●月C日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みえ出前トーク」担当課から相談窓口へ、協議結果の回答をもらう。「みえ出前トーク」の位置付けは、県民の皆さんからのお申込みにより、県職員が県民の皆さんの集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的とした、県民の皆さんの「声」を聴く県の広聴事業と位置付けているものであることから、「みえ出前トーク」において、手話通訳や要約筆記などの情報保障の申し出があった場合は、県が費用負担をするというルールを明確化した。</li> <li>・そして、「みえ出前トーク」申込書に、必要の有無について確認する欄を設けることを検討する、との回答をもらう。</li> <li>・相談窓口から相談者に対して、相談いただいた講演会を含む、今後の「みえ出前トーク」において申し出があった場合の費用負担については、県としてこのように考え方を整理し、県が行うことになった旨回答した。相談者はご了解いただいた。</li> </ul>
結果	
<p>・これまで、「みえ出前トーク」における情報保障に係る費用負担のルールが明確になっていなかったが、「みえ出前トーク」は、県民の皆さんからのお申込みにより、県職員が県民の皆さんの集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的とした、県民の皆さんの「声」を聴く県の広聴事業と位置付けているものであることから、県において費用負担を行うとするルールを明確化した。</p>	

**合理的な配慮**  
 全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの。  
 条例では、合理的な配慮が、障害者権利条約においても採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであり、合理的な配慮を行うに当たっての基本的な考え方として、差別を回避するための措置であり、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であることを明らかにし、恩恵的に行われるものではないことを明確化。

<b>本事案における「社会的障壁」は以下のいずれに該当するものか</b>	
事物（施設や設備などの物理的な障壁（歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差などの物理的な障壁））	
制度（障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限するなどの制度的な障壁）	
慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化など）	○
観念（人々の無関心や障がいのある人を保護されるべき存在としてとらえるなどの意識上の障壁（心の壁））	
その他（ ）	

**合理的な配慮における留意項目**

1 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要。  
 合理的な配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況等に応じて異なるため、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と行政機関等・事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが重要。

**（相談の状況）**

1. 相談者からの申し出  
 ・「みえ出前トーク」を利用して、講演会の開催を予定している。  
 ・講演会参加希望者から要約筆記の希望があった。  
 ・講演会の主催者である私たちは会場予約と資料準備を行った。要約筆記の情報保障について「みえ出前トーク」を所管する担当課に確認したところ、「課内で相談する」という返答だった。「みえ出前トーク」申込みの際の説明書きには、情報保障に関する記載はなく、主催者負担と言われると困る。  
 ・「みえ出前トーク」の目的は「県民と県職員の意見交換」とあり、「みえ出前トーク」は県の事業と考えられる。「みえ出前トーク」における情報保障を行う責任は県にあるのではないか。

2. 相談経過  
 ・相談窓口として、「みえ出前トーク」を所管する担当課と、いただいた相談内容について協議を行う。「みえ出前トーク」の県民向け説明資料である、『「みえ出前トーク

」のお申し込みについて』の記載内容にある「みえ出前トーク」の趣旨や位置づけを確認し、相談窓口からは、県事業において情報保障の申し出があった場合の合理的な配慮の提供の必要性について説明を行い、出前トークにおける情報保障の責任の所在について話し合いを行った。

#### 【整理を必要とする点】

・一般的な講演会等の場合は、講演会等における情報保障のための要約筆記などの手配、費用負担は講演会等の主催者が行うのが通常であるが、「みえ出前トーク」制度は、県が県民の皆さんの「声」を聴く広聴事業として、県民の皆さんが開催する集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的に、申込みに応じて県職員が出向く事業という位置づけである。

・これまで、「みえ出前トーク」における情報保障の手配、費用負担のルールについて、明確化していなかったため、ルールを整理して、明確化する必要がある。

・「みえ出前トーク」担当課から相談窓口へ、協議結果の回答をもらう。

「みえ出前トーク」の位置付けは、県民の皆さんからのお申し込みにより、県職員が県民の皆さんの集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的とした、県民の皆さんの「声」を聴く県の広聴事業と位置付けているものであることから、「みえ出前トーク」において、手話通訳や要約筆記などの情報保障の申し出があった場合は、県が費用負担をするというルールを明確化した。

・そして、「みえ出前トーク」申込書に、必要の有無について確認する欄を設けることを検討する、との回答をもらう。

・相談窓口から相談者に対して、相談いただいた講演会を含む、今後の「みえ出前トーク」において申し出があった場合の費用負担については、県としてこのように考え方を整理し、県が行うことになった旨回答した。相談者はご了解いただいた。

2 意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、行政機関等・事業者は自主的な取組に努めることが望ましい。

(相談の状況)

3 個々の場面における、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明には、障がい者からの意思表示のみでなく、本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(相談の状況)

4 過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

過重な負担については、条例の基本理念において、障がい当事者との建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを規定(第4条第1項第3号)していることも踏まえて、個々の事案に応じて判断されること。

**過重な負担と判断した場合、判断した要素は以下のいずれに該当するものか**

事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況

その他( )

(相談の状況)

**本事案の相談処理経過に対する支援協議会の助言・意見等**

・流れがわかりやすい形で解決に向けて結果が出ており、納得でき、この対応で良いと思う。このような形で、みえ出前トークにおける情報保障の費用負担について、今まで不明確な状態で暗黙の了解でされてきた部分を、こういうふうになら声が上がってくることによって、はっきりしていくというのは、とてもよい事例なのではないかと思う。今後、他にもこのような事例があがってくるのであれば、この事例を参考にしながら進めていくと良いと思う。